令和８年（フ）第６７３号
埼玉県狭山市柏原4289番地
債務者　加藤　美夢
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６２４号
川崎市麻生区上麻生５丁目１番９号　リバーコープ麻生　201
債務者　岡田　俊一
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６５９号
川崎市幸区南加瀬５丁目７番28号　コーポ早川　101
債務者　猪狩　輝夫
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７０４号
川崎市川崎区大島上町20番６号　アベニュー大島　101
債務者　栗原　愛絵
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７１１号
川崎市中原区井田１丁目26番57－208号　ヴェルレーヴヒサリコ
債務者　安田　圭佑
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７１９号
川崎市中原区新丸子東３丁目946番地４　アルグレス小杉　201
債務者　有川　聖菜
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７２７号
川崎市高津区千年新町１番地２　ソリッドリファイン武蔵新城　401
債務者　古山　　諒
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７４２号
川崎市川崎区中島１丁目５番３－402号　コーポ大常
債務者　平舟　　功
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第５２４号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目14番32号　101号
債務者　石原　玲子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１４４号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目41番１－701号　エステ・スクエア南林間
債務者　不破　遥香
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３４６号
相模原市緑区久保沢２丁目10番15号
債務者　佐野よし江
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４５６号
相模原市南区相模台１丁目５番５号　アンジェリークⅡ　102号室
債務者　小嶋優李亜
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４７０号
神奈川県座間市相武台４丁目６番47号　クレシア202号
債務者　高橋　美雪
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２７０号
岐阜県関市下之保847番地
債務者　西部　恒彦
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３６９号
岐阜市敷島町９丁目５番地１（アサヒハイツ202号室）
債務者　榊間　裕司
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１６７号
愛知県岩倉市稲荷町羽根２番地４　ミニステイ岩倉105号
債務者　吉留　和男
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１８３号
愛知県一宮市木曽川町黒田字北宿五の切37番地３
債務者　中島　ゆあ
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部